

注：琵琶湖部会のみ使用

淀川水系流域委員会
第7回住民参加部会（H15.10.23）
第27回琵琶湖部会（H15.10.23）
資料 3 - 2 - 1

整備内容シートについての意見案(意見書作業部会とりまとめ案)

(031019版* 注³)

注1

第25回委員会(9/30)にて意見書は下記の4部構成とすることが決まっており、本意見案は、「」のなかの整備内容シートに関する意見にあたります。

< 淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書の構成 >

河川整備の方針について（基礎原案1～4章について）

河川整備の内容について（基礎原案5章（整備内容シートを含む）について）

計画策定における住民意見の反映について

部会意見

注2

「実施/検討」の欄は整備内容シートのスケジュール欄の内容を庶務が転記したものです。

注3

10/19に全委員に発送した資料との違い：

- ・庶務にて作成した「関連部会」の列を追加しています。
- ・「後日追加予定」としていた環境-20の意見が加わっています。

「関連部会」の欄は、各シートの河川名をもとに庶務にて関連すると考えられる部会名を記入したものです。
また、「全」は流域全体に関する事業です。

【河川整備計画策定・推進】

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系	琵琶・淀・猪	検討試行	河川レンジャー計画の検討試行は「可」と判断する。河川レンジャーの拠点を速やかに整備し、実施に向けて早期に検討・試行を重ねるべきである。河川レンジャーの境遇や権限・役割等は、住民参加型の「河川レンジャー検討委員会(仮称)」を設立しその中で検討し、河川レンジャー制度設置以前に定めておく必要がある。なお、河川レンジャーの人材育成に力を注がなければならないことはいうまでもない。当面、地域と密接に関わる産業者や流域住民等を採用すればよい。

【河川環境】

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-1	5.2	河川環境のモニタリングの実施と評価	共通	全	実施	モニタリングの実施に先立って、2000年の新環境基本計画に基づく戦略的環境アセスメントの実施を望むものである。評価次第では事業の中止もありうる訳であるが、専門家・住民・住民団体の協力を得て調査活動をするべきである。 提言で「多自然型川づくり」からの脱却と新しい方法を提案している以上、評価はもっと厳しいものであるべきで、例えば、鶴殿地区におけるモニタリング例はモニタリングとはこの程度のものかと言う誤解を招きかねないので、相応しくない。広域的な、全国的なモニタリング例を挙げるべきであろう。さらに、モニタリングが有効であるためには通り一遍のものに終わるのでなく、現場の実情に合ったモニタリング計画を立て、それを検討し結果の評価をする組織が必要である。つまり、モニタリングまたは事後調査という言葉が使われている割には、具体的に誰が、どこで、どのようにしてデータを収集し、解析・評価するかが記されていない。管理者が内部に担当係りでもつくる予定かも知れないがそれも明確に示されていない。 モニタリングの項目・評価基準表といったものを用意することも必要と考える。
環境-2	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(庭窪地区)	淀川	淀	実施	湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。 また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の「全国で統一的行うモニタリングの例『河川水辺の国勢調査』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。 庭窪地区:再びゴミや外来の水草が入らないよう工夫することが必要。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-3	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(楠葉地区)	淀川	淀	実施	<p>湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。</p> <p>また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的行うモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。</p> <p>楠葉地区:実施で可。成功・不成功の判定にはかなり長時間が必要であることを明記すべきである。素掘りと簡単な水制工をもつ現場はモデルケースになるうとの期待も寄せられている。</p>
環境-4	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(牧野地区)	淀川	淀	実施	<p>湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。</p> <p>また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的行うモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。</p> <p>牧野地区:実施で可。淀川上流域での魚貝供給源の再生を評価する。</p>
環境-5	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(鶴殿地区)	淀川	淀	実施	<p>湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。</p> <p>また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的行うモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。</p> <p>鶴殿地区:ヨシ原の保全だけでなく、ワンドなども併せて様々の水辺の保全に広げることを明記すべきである。</p>

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-6	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)	淀川	淀	実施	湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。 また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的去るモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。 赤川地区:増水時に淀川大堰などと連携して行う。水域ができることは川にとって有意義である。ワンドの整備だけでなく、ヨシ原なども併せて様々の水辺の保全に広げることが明記すべきである。
環境-7	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(上津屋)	木津川	淀	実施	湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。 また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的去るモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。
環境-8	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)	淀川	淀	実施	湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。 また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一的去るモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。 海老江地区:新淀川からもっと水を流すことで汽水域の干潟にすることが大切。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-9	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(西中島地区)	淀川	淀	実施	湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶴殿)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。 また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは環境-1、3/4の『全国で統一に行うモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。 西中島地区:新淀川からもっと水を流すことで汽水域の干潟にすることが大切。干潟とヨシ原が直接に近接しているようなイメージ図が本当に正しいかどうか再検討の必要がある。
環境-10	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を検討(唐崎)	淀川	淀	検討/淀川環境委員会	流水域で3地区(唐崎地区、水無瀬地区、前島地区)、汽水域で1地区(大淀地区)の検討事業が示されている。4地区共通して言えることは、「具体的整備手法」の流れの中に「事後調査の計画・検討」を加えることである。また、モニタリング項目、評価基準表の用意を考える必要もあるだろう。これらは、前項「河川環境のモニタリングの実施と評価」で示した内容を参照して検討されたい。 唐崎地区:検討で可であるが、早急に検討を終え、一部でも良いから実施に移してもらいたい。完成すれば、淀川一の水生生物供給源となる。また、一層多面的な水辺環境を保全・再生するよう十分な検討を早急に行って実施に移すべきである。
環境-11	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(水無瀬)	淀川	淀	検討/淀川環境委員会	流水域で3地区(唐崎地区、水無瀬地区、前島地区)、汽水域で1地区(大淀地区)の検討事業が示されている。4地区共通して言えることは、「具体的整備手法」の流れの中に「事後調査の計画・検討」を加えることである。また、モニタリング項目、評価基準表の用意を考える必要もあるだろう。これらは、前項「河川環境のモニタリングの実施と評価」で示した内容を参照して検討されたい。 水無瀬地区:検討で可。干陸化した寄り州を切り下げて攪乱を受けやすくすることに大賛成であるが、同じような干陸化した寄り素は淀川にまだいくつもあるので、淀川全域を見直す必要がある。
環境-12	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(前島)	淀川	淀	検討/淀川環境委員会	流水域で3地区(唐崎地区、水無瀬地区、前島地区)、汽水域で1地区(大淀地区)の検討事業が示されている。4地区共通して言えることは、「具体的整備手法」の流れの中に「事後調査の計画・検討」を加えることである。また、モニタリング項目、評価基準表の用意を考える必要もあるだろう。これらは、前項「河川環境のモニタリングの実施と評価」で示した内容を参照して検討されたい。 前島地区:検討で可であるが、イメージ図だけではよく分からないところがある。川の中に林をつくったり、チガヤ草地を育てる発想は川が育むという考え方に変えるべきであって、初めは裸地のままがよい。また、圍路などが多すぎるのではないかと。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-13	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口[砂州含む])	野洲川 河口部	琵琶	検討/委員会	検討で可。 ただし、検討した結果を何らかの形でデータベース化して共有化するシステムを検討すること。 ただし、ここで取り扱う地域は川・湖の双方にわたって極めて小さく、河口域の整備としては極めて不十分である。大幅な拡大が必須である。また、「代替案の検討」には3案が挙げられているに過ぎないが、「川が川をつくる」ことが可能なようにするためにはこれでは不十分であり、その線に沿った他の代替案が検討されなければならない。なお、「野洲川は放水路であるが、中略)一定の自然環境が形成されている」との記載は不適切であるが、これは次項で述べる。 「横断方向の河川形状の修復を)検討(野洲川)」[琵琶湖]: 先ず前項の「箇所決定理由」に、「野洲川は放水路であるが」とあるのは不適切である。また、「一定の自然環境が形成されている」ともあるが、これはほとんど無意味な言葉であり、「一定の自然環境が形成されないようなところは存在しない」と強弁することさえ可能である。それはともかく、少なくとも一部に直轄部を含む野洲川などにおいては、上流から下流までを一貫して、整備の検討対象をすることが肝心である。当面、いくつかの箇所を選ぶ必要もあるが、それもまた検討の対象にしなければならない。 「横断方向の河川形状の修復を検討(草津川)」[琵琶湖]: 前項と同様である。とくに草津川の場合は、河川水が新河川に移って時間があまり経っておらず、従来の工法を批判的に見つめる対象の一つとしても適当な河川であること、自明の理である。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。 「横断方向の河川形状の修復を検討(琵琶湖への流入河川一般)」[琵琶湖]: 直ちに実施することは困難としても、直轄でない河川、さらには2級以下の河川についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」はもとより、河川審議会の報告等からも明らかである。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然であり、猛省を促したい。
環境-14	5.2	横断方向の河川形状の修復の検討(下河原地区)	猪名川	猪	検討/試行/委員会	検討: 試行に下記の項目を追加; 地域住民参画のワークショップには、流域全体の環境を視野に入れた河川レンジャーとの連携をはかり、地域の特性に応じた河川環境再生の目標像を設定する。この目標像に即してモニタリングの評価項目・評価基準を設定して実施する。モニタリング結果を公開し、順応的に目標像そのものまたそれへの実現に向けた施策の見直しを行う。下河原で実施に移されてるとおり、横断方向の河川形状の再生が最終目標ではなく、再生された河川環境を活用した、環境教育・自然体験のプログラムも同時に、地域住民の参画と協働のもとで推進する。 下河原、下賀茂地区以外に貴重な既存のワンドを有する神田(こうだ)地区の整備も加えるべきである。
環境-15	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(下加茂)	猪名川	猪	検討/試行/委員会	検討: 試行に下記の項目を追加; 水制による河川整備は、多自然型工法の反省を踏まえ「川が川を作る」という提言の趣旨に沿っており高く評価する。目標の設定、また、その利用については環境-14におなじ。
環境-16	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(大淀)	淀川	淀	検討/淀川環境委員会	流水域で3地区(唐崎地区、水無瀬地区、前島地区)、汽水域で1地区(大淀地区)の検討事業が示されている。4地区共通して言えることは、「具体的整備手法」の流れの中に「事後調査の計画・検討」を加えることである。また、モニタリング項目・評価基準表の用意を考える必要もあるだろう。これらは、前項「河川環境のモニタリングの実施と評価」で示した内容を参照して検討されたい。 大淀地区: 検討で可。高水敷を切り下げることの中津ヨシ原、海老江地区と連絡した広い干潟の出現を望むものである。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-17	5.2.1	縦断方向の河川形状修復の実施(魚類の遡上・降下)	桂川支川小泉川	淀	実施	縦断方向の河川形状修復の実施(魚類の遡上・降下)事業について 縦断方向の河川形状の修復の実施(魚類の遡上・降下について) 桂川支川小泉川での実施分について 本川に接続する小支川で魚や甲殻類の遡上を妨げている落差工に新たに魚道を整備することは大変意義のある取組みである。流域全体からみれば、まず下流から設置が望ましいが、小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急の実施され、モニタリングの結果を生かして、今後の類似事業に役立てていただきたい。また、施工前の生物モニタリングと、施工後の遡上・降下の降下の確認が必要である。(淀川環境委員会の検討を待ちたい)
環境-18	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の実施(魚類の遡上・降下)	淀川	淀	検討/淀川環境委員会	淀川水系の縦断方向の連続性回復のモデルとして淀川大堰の既設魚道の根本的改築が実施されれば、大阪湾と木津川上流との間の河川生物の遡上・降下を視野に入れた壮大な事業となる。是非とも早急に実施されたいものである。もちろん、改築の計画に当たってはできるだけ多種類の河川生物を対象にすることは言うまでもない。 左岸魚道隔壁の改良、兩岸の呼び水、水路の緩傾斜など改良すべき箇所が多々あるので、出来るところから改良せねばならないが、将来的には、側流魚道方式の採用を願うものである。
環境-19	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	淀川	淀	検討/淀川環境委員会	検討で可であるが、この方式では維持・管理にコストがかかりすぎるのではないだろうか。魚道関係の専門家の意見を十分聴取することを改めて要請したい。また、毛馬閘門を用いた地域との連携に期待したい、つまり、調査等に住民の参加を呼びかけて事業の意味を地域に還元してほしいのである。
環境-20	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	桂川	淀	検討/淀川環境委員会	整備対象とされている8つの井堰は、現在、魚道の不備により、魚類等の遡上、降下が妨げられている。魚道整備は、真に実効性があるものかどうかについて十分検討の上、優先順位を決め、着手できるところから早急を実施すべきである。桂川の魚道の多くは、もともと農業者により開発され保全されてきているものであり、最近、桂川の流域連携を図る住民組織も結成されつつある。魚道設置の検討に際しては、これら組織との連携を図ることも念頭に置くべきである。
環境-21	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	木津川上流	淀	検討	検討は可であるが、比較的容易に実施できるところがあると思われる。早く着手できるところから実施にすべきである。また、魚道施設が有効な機能を発揮するためには、施設整備だけでなく、農業用水取水者、内水面漁業等との調整も重要と考えられ、学識経験者、地元有識者からなる委員会を設置して技術面、運用面について検討を行うべきである。
環境-22	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	野洲川 落差工	落 琵琶	検討/委員会	本来は魚道に頼るべきでないが、検討で可。直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならない。検討にあたっては、魚類等の遡上、降下のモニタリングを長期(少なくとも各季節)、異なる時間帯(夜と昼)、異なる水量とその変動パターンの各条件下で実施すべきである。小規模な改築により遡上環境の改良が可能かどうか、十分な検討が必要である。「環境委員会(仮称)」に住民と住民団体(環境NGO)を参加させることや、検討した結果を何らかの形でデータベース化して、共有化するシステムを検討すること。「環境委員会(仮称)」については以下の関連する整備内容シートについても同様。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-23	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	猪名川	猪	検討/委員会	検討に加え試行を行い、早期実施に向けて努力をされたい;平成25年度まで検討・委員会開催とのスケジュールでは、何もしないと宣言するに等しい。農業用水取水要量の実態調査を早急に実施すること。水生生物の移動にとっては堰などの河川横断構築物がない方が望ましいのであって、堰の撤去も考慮した検討を行って欲しい。検討の結果、堰が必要とされる場合においては、縦断、横断方向の連続性にも配慮し、水生生物の移動が保証される、落差が小さく深みのある構造を工夫されたい。堰の統廃合がなくなったことは評価する。移動障害の急所と予想される堰においては、全面魚道もその選択肢に入れていただきたい。遡上するアユなどの水生生物を魚道の入り口に誘導できる構造・運用法が、魚道の効果を左右する極めて重要な要素であり慎重に検討されたい。魚を始めとした水生生物の降下を補償する魚道の構造・運用法についても、遡上と同様に精査・検討されたい。また魚道が機能的に効果を発揮するための維持管理も重要である。この維持管理には関係漁協また地域住民の参画と協働が必要である。また、魚道が本来の機能を発揮できる水量確保策(農水水利等との調整)について検討すべき。
環境-24	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	瀬田川	琵琶・淀	検討/委員会	瀬田川 流入支川合流部の縦断方向の河川形状の修復検討事業について。 大津市南郷1丁目地先瀬田川への千丈川流入合流部、瀬田6丁目地先篠部川における、魚類等の遡上、降下に配慮した構造をすみやかに検討していただきたい。小規模な改築により遡上環境の改良が可能かどうか、十分な検討が必要と思われる。例えば、魚道施設を改良できても、農業用水の取水のしかたを改めないで魚道に適正な(多すぎず少なすぎない)流量を流すことが可能な場合はないか。個々の事例ごとに検討が必要であろう。 同地先においてモニタリング方法の検討、縦断方向の連続性を確保する構造の検討と同時に、さらに対象流入支川周辺の住民意見等の反映のため周辺住民及び河川管理者である滋賀県と意見交換会を開き、改修方針等を検討しとりまとめ、環境委員会(仮称)へ検討結果を報告し意見聴取を行うことが整備内容として挙げられており、期待される。小規模な改築により遡上環境の改良が可能かどうか、十分な検討が必要である。また、検討した結果を何らかの形でデータベース化して共有化するシステムを検討すること。
環境-25	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	猪名川	猪	検討/委員会	検討に加え試行を行い、早期実施に向けて努力をされたい;上に同じ。平成25年度まで検討・委員会開催とのスケジュールでは、今後20~30年後の整備計画原案をもとにした整備計画としては、何もしないと宣言するに等しい。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-26	5.2.1	魚類等の遡上・降下 が可能な方策を検討	既設ダム	琵琶・淀・猪	検討/委員会	<p>既設ダム(日吉ダム)について。 縦断方向にダム・堰等の河川横断工作物により不連続になっているところに魚道での対策施策の検討をすることは、すべての面でリスクが大きく、非現実的と判断せざるを得ない。検討要素にコストも含めた上で、可否を含めた検討を十分に行うべきである。また、限定された魚類を調査対象とするのではなく、すべての遡上・降下生物を調査の対象とし、水量調節を考慮した管理方法を検討していただきたい。</p> <p>瀬田洗堰、天ヶ瀬ダムについて。 対象魚種の選定についても検討、とされているが、限定された魚類を調査対象とするのではなく、すべての遡上・降下生物を調査の対象としていただきたい。また水量調節を考慮した管理方法を検討内容に加え、既設ダムへの魚道設置については、魚道での対策が不可の場合の代替案も含めた検討が必要である。 検討要素にコストも含めたうえで、可否を含めた検討を十分に行うべきである。</p> <p>検討項目の追加 ダムが魚類を始めとした水生動物の生活史の何を何処で分断しているのかを精査し、魚道の必要性を検討する必要がある。このことを見極めたうえで、魚道の必要性を検討する必要がある。流域全体を視野に入れる必要があり、ダムの位置によっては魚道設置の意味がそれほどない場合もありえる。この場合は費用対効果を勘案し、魚道設置を断念することも視野に入れるべきである。まず既設の青野ダム魚道が賢明な策だったのかとんでもない愚行であったのかを十分に精査・検討・評価し、次の魚道設置ダムを検討すべきである。モノレール式魚道は、流域全体のダムの位置、遡上対象とする魚類を精査し、慎重に行う必要がある。検討で可。ただし、魚類だけでなくすべての水生生物について移動経路の確保を検討すべきである。また、検討した結果を何らかの形でデータベース化して共有化するシステムを検討すること。</p>
環境-27	5.2.1	横断方向の河川形状 の修復の検討(家棟 川地区、内湖・湿地 帯)	琵琶湖・家 棟川	琵琶	実施(家棟 川)/内湖・ 湿地帯の検 討	<p>検討で可。ただ、家棟川ピオトープは、造園的な発想で整備されてきており、このような「ピオトープ」型の整備はそろそろ終わりにし、今後は、琵琶湖本来の内湖を復元する方向での整備を検討すべきである。そのためにも、この型のピオトープの評価を行い、その結果をデータベース化して得失を明確にすべきである。また地元との連携強化による「住民参加によるワークショップやモニタリング」は高く評価できるが、子どもを対象とする場合、子どもの発育段階や学習課程を理解できる指導者のもとでフィールドワークが実施されるべきである。安易に環境学習を進めることは、環境教育の弊害になることを理解しておかなければならない。</p>
環境-28	5.2.1	琵琶湖及び流入河川 の間の連続性を回復 することについて、滋 賀県と連携・調整する	流入河川・ 琵琶湖	琵琶	検討/委員 会	<p>検討で可。特に、一定の水位変化に対して広い水陸移行帯が生じる可能性のある場所で連続性の確保の修復を行うこと。したがって河口域両岸の修復もありうる。その規模と効果について、検証を行い、検討した結果を何らかの形でデータベース化して共有化するシステムを検討すること。また住民参加の方法を明確に示すこと。</p>
環境-29	5.2.2	水位操作の試行を実 施(淀川大堰)	淀川	淀	試行/淀川 環境委員会	<p>実施で可であるが、モニタリング調査計画・検討を追加する必要があるほか自然流量の季節変化に基づいて、他の季節についても検討すべきだろう。しかし、上流のダム群の操作と連動しなければ効果が薄いかもしれない。</p>

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-30	5.2.2	水位操作の検討(瀬田川洗堰)	瀬田川	琵琶・淀	検討/試行・委員会	水位操作の試行にあたっては、試行の影響が十分予測できないことから、具体的な試行のあり方そのものをもっと慎重に検討すべきである。試行を行った場合、魚類への影響だけでなく、水質、底質、ならびに地形(湖底、湖岸)、沿岸生物群集(大型水生植物や底生動物)等、様々なパラメーターに与える影響を検討すべきである。また試行によって様々な社会的影響が生じることが予想されることから、試行前に、試行に関する情報を公開すべきである。試行期間は、当面5年を目途として中間とりまとめを行い、その後の試行の判断材料にすべきである。また「3.その他の検討」については、試行と同時に検討するのではなく、試行の結果を十分検討した後に行うべきである。琵琶湖が自然湖沼でありかつ特異な性格を持っていることに鑑み、水位の自然的季節変動を基本に全体的な水位操作の見直しについて、法令改正をも含めて検討されなければならない。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然である。
環境-31	5.2.3	ダム・堰の適正な運用を検討	淀川	淀	検討/淀川環境委員会	具体的整備内容は可とするが、他のシート同様、事業効果の表現を「改善が期待される」と変更すべきである。根本的事業として、新淀川の水量(放流量)増加と側流式魚道の検討も加えたい。
環境-32	5.2.3	ダム・堰運用による水位変動、攪乱の増大の検討	既設ダム	琵琶・淀・猪	検討/試行	桂川関係分(日吉ダム)については、平成16年度より試行、とされる部分について、候補地点の現状についての情報が必要である。生態系の状態、改善可能性、減水区間(効果が及ぶ範囲)の長さなどの情報は、各事業の重要性を把握するために必須の要件である。また、試行後の下流の生態系の変化等についても試行後のモニタリング、評価が必要である。日吉ダム以外のその他のダム群で行われる調査内容は統一する項目も必要である。天ヶ瀬ダムでは、河川環境の改善に向けた有効な操作方式や放流量等を検討すべきである。試行の効果のモニタリングが不可欠である。重要度が優先順位をつけたことはよいが、魚類などについてもモニタリング項目に含めるべきである。モニタリングへの住民参加も検討されるべきである。瀬田川洗堰は、スケジュール表に事業予定が記載されていないので明確に記載示すべきである。
環境-33	5.2.3	確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施	猪名川	猪	検討/委員会	検討に加え試行を行い、早期実施に向けて努力をされたい。基本的に賛成である。試行実施の場合には河川環境のモニタリングを住民参画と協働により行うこと。水量は、水生生物の生息空間を一義的に規定する最重要事項であるので、委員会には水生生物を始めとした河川環境の専門家を参加させていただきたい。
環境-34	5.2.3	野洲・草津川瀬切解消流量検討	野洲川・草津川	琵琶	検討/委員会	検討で可。ただし、瀬切れが生じる原因を解明し、さらに水利用の実態や水収支も含めて検討すること。また検討した結果を何らかの形でデータベース化して共有化し、公開すること。住民意見の反映方法については、提言別冊などを参考に実のある方策をとること。
環境-35	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川	淀	検討/淀川環境委員会	諸調査の実施と検討で可であるが、アユ遡上期に配慮しているのはよいとしても将来的には根本的事業として新淀川の水量増加と側流式魚道を検討のこと。また、「ダム・堰の適正な運用検討」「河川環境上必要な水量を検討(追加シートも含む)」を一連のものとして総合的に考える必要がある。専門家の帯同による研究が必要不可欠である。神崎川や旧淀川の水質そのものを改善する方法と技術の開発も必要で、希釈による水質改善は邪道であると認識すべきである。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-36	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川	淀	検討	諸調査の実施と検討で可であるが、アコ遡上期に配慮しているのはよいとしても将来的には根本的事業として新淀川の水量増加と側流式魚道を検討のこと。また、「ダム・堰の適正な運用検討」「河川環境上必要な水量を検討(追加シートも含む)」を一連のものとして総合的に考える必要がある。専門家の帯同による研究が必要不可欠である。神崎川や旧淀川の水質そのものを改善する方法と技術の開発も必要で、希釈による水質改善は邪道であると認識すべきである。
環境-37	5.2.3	急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施	淀川(瀬田川)	琵琶・淀	実施	現行操作規則の変更を伴うものについても、検討を進めることが重要である。とくに瀬田川洗堰については、「環境-30」と併せて検討を進める必要がある。放流による魚類残数の調査を生物群集調査と位置づけ、調査地点を複数箇所設けること。また、淀川・楠葉地点以外での水位操作の影響についても早期に調査すべきである。
環境-38	5.2.4	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)の検討	-	全	検討/準備会	平成17年の水質管理協議会(仮称)の設立に至るまで、当該準備会による検討が詳細に行われることを期待する。いわゆる生活環境に関わる環境基準を達成していることに満足するのではなく、さらなる水質の改善に向けた流域全体の意識改革が必要である、とされたことは、注目に値する。 しかしながら、一方で、現在の水質汚濁防止協会を発展させた形で琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)の構成メンバーは学識者以外には行政ばかりであるように見受けられる。新協議会には住民意見を反映させる仕組みが必要であり、NPO/NGO(住民団体)を構成メンバーに入れる。名称も親しみ易いもの、たとえば「水に親しむ社会づくりの会」などに変える必要がある。河川レンジャーが果たせる役割があるかどうかも検討されるべきであろう。水質基準の体系化や負荷のアロケーションの検討などの業務が生ずる可能性が有るため、常設の事務局は必要であろう。水質管理のみでなく、環境保全のための協議会を作ることを計画すべきであり、その検討が望まれる。
環境-39	5.2.4	琵琶湖における機能把握の調査や試験施行について検討	琵琶湖	琵琶	実施(家棟川)/内湖・湿地帯の検討	実施は不可。ただし検討は可である。目的が異なっているにもかかわらず、環境30の整備シートと全く同じ内容であるのは不自然である。そもそも家棟川の該当地域が、本事業の目的である琵琶湖における水陸移行帯の修復を行うにふさわしい地域であるとは思えない。遊園地のピオトープからは得るものが小さいことを理解すべきである。この目的で検討するのであれば、他にもっと適当な地域を含めて検討を行うべきである。また住民参加による連携で生物モニタリング等の活動を整備内容として記述しているが、本来のピオトープ生態系を理解できるものでないことを認めた上で行われるべきである。むしろ、家棟川とは別に、内湖・湿地帯回復のための調査検討を積極的に行い、早期に試験施工出来るようにすべきである。
環境-40	5.2.4	選択取水設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム	淀・猪	検討/実施/委員会	まず、選択取水や深層曝気を使わない状況下での問題点の定量的把握、その深刻さ、重要性を検証する必要がある。代替案の可能性について、コスト、土砂流動対策についても情報が必要である。鮎にたいする冷水病対策など水生生物の生息環境改善に向けた放流水の温度・水質管理を検討していただきたい。ダム湖の水質・底質の改善は選択取水や深層曝気のみで解決することは不可能であるから、流域対策を含めて包括的な検討をすべきである。
環境-41	5.2.4	曝気設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム	淀・猪	検討/委員会/実施	曝気設備の継続活用及び各種の検討事業の桂川関係分、日吉ダムについて、莫大な維持管理費のかかる曝気設備の使用が根本的な水質改善対策とはならないのはいうまでもなく、究極の選択であってはならない。ダム湖内の水質改善は上流域の面源負荷削減が不可欠であり、流域対策の視野に立って、住民、住民組織、関係自治体との連携が必要である。ダム湖の底質モニタリングを継続実施し、必要があれば底質改善対策などについて検討するとされたことに加えて、今後維持管理に太陽光発電を加えるなど試行や代替案をとり入れ、コストを意識したダムの維持管理、水質管理を試みていただきたい。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-42	5.2.4	底質調査の継続実施と改善対策等の検討	既設ダム	琵琶・淀・猪	調査検討/調査実施	ダム湖の水質・底質改善は必要である。掲げられた調査項目だけでは改善につながる汚濁メカニズムの解明はできない。当初から、流域対策を視野に入れた水質・底質改善につながる調査・検討、実施、事後モニタリング計画とすべきである。もともと流水であった河川水を滞留させることによって生じる水質の悪化また、落葉・落枝などの有機物の堆積による底泥・底質の悪化は、大規模なダムのみならず、流域全体に渡って構築されている無数の砂防堰堤等によっても少なからず生じているはずであり、ファブリダムを始めとした小規模堰堤上部の湛水部の底質調査の検討・実施を視野に入れていただきたい。
環境-43	5.2.4	河川の水質保全対策(淀川流水保全水路)	淀川・桂川	淀	検討/試行	まず、事業が本当に意味のあるものかどうか、その目的と期待される効果について費用、社会的意義、長期的な展望について公の場で議論すべきである。場合によっては流水保全水路の事業中止も選択肢として考えるべきで、事業継続あるいは推進を前提にすべきではない。
環境-44	5.2.4	河川の水質保全対策(淀川の汽水域、淡水域)	淀川	淀	検討	検討で可。但し、この項の「河川整備の方針」にあるように、あらゆるところで生じている重要問題であることに鑑み、汽水域を第1期の重点地域とするにしても他の広い地域について、続いて検討を開始すべきである。
環境-45	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム	琵琶・淀・猪	検討/試行	下流に運んだ土砂の流し方、特に生物の生息環境を破壊しないダム下流の流量と土砂の流し方についての検討が必要である。 さらに、土砂移動の連続性を確保するためのさまざまな手法、代替案の検討が必要である。各貯水ダムの堆砂量についての記述であるが、ここでは堆砂を掘削し、ダンプによって下流へ運び出すことになるが、このデータは平成14年までの堆砂量についてしか記述されていない。通常はこの堆砂容量はダム完成後100年を予定しているときいているが、平成14年までに各ダムでの定期的な計測データがあるのではないか。これによって土砂の流出の時期が特定されて、その原因が洪水とすれば、その規模と流出土砂量との関係が明確になる。検討にあたっての河川全体の土砂収支における重要性の評価、具体的方策、コスト、期待効果、流すべき土砂の質(粒度組成等)の検討、清水対策(選択取水等)との関係などの項目の追加が必要ではないか、検討をお願いしたい。一庫ダムにおいても、土砂移動の障害を軽減する方策を早急に検討・試行に移していただきたい
環境-46	5.2.5	土砂移動の連続性の確保(砂防施設)	瀬田川・木津川	琵琶・淀	検討/試行	淀川流域全体の砂防施設において土砂移動の連続性の確保が重要であるため、他省庁・自治体と連携して検討すること。流砂の恒常的確保について幅広く検討すべきである。しかし、流砂移動の促進と生物の移動を考慮した透過型堰堤の検討などは山腹工を含む既存砂防施設の整備及び維持管理と併せて検討すべきである。取水用堰堤と砂防堰堤を峻別すべきである。
環境-47	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施(城北地区)	淀川	淀	実施	実施で可。ウォーターレタスやヨシの繁茂は有機物の増加を招くものであるから管理・除去を十分にせねばならないが、特にウォーターレタスを城北でなく上流でシャットアウトすることが重要である。また低質調査については、どの程度の量を毎年取り出せば場の機能を清浄に維持できるものかを把握する材料となることを期待する。
環境-48	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施(豊里地区)	淀川	淀	実施	実施で可であるが、この地区は近年樹林の繁茂が目立つようになっているので、具体的手法に樹林化の影響調査を加える必要がある。実施方法としてはやれる所からやって、効果があれば次に活かす順応的手法をとらねばならないが、抜本的には攪乱こそが望ましいのである。なお、底質の改善について具体的な記述がほしい。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-49	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施(十三地区)	淀川	淀	実施	実施で可。淀川では唯一の干潟らしい干潟で、面積もかなり広く残っている。これをベースにして、この地区の干潟を拡大・再生することは評価できる。
環境-50	5.2.6	生息・生育環境の保全及び再生の実施(木津川中流部)	木津川	淀	実施	すみやかに実施すべきである。ただし、事業実施に際しては、過去の状況の写真収集、過去の環境を知っている人たちの発掘、それらの人たちへの聞き取り調査などを行い、その場の特性にあった事業実施をのぞむ。また、事業実施時との周辺住民への広報や河川への関心を高めるソフト事業の実施も望まれる。
環境-51	5.2.6	オオサンショウウオの生息環境を保全する	木津川上流	淀	検討/委員会	(整備内容シートでは「検討」だが正しくは「実施」とのこと) 有効な保全策が確立されていない現状をふまえると、具体的整備手法に記載の「試験」と「モニタリング」では、オオサンショウウオの生息環境の保全が保証されるとは考えられない。これらの施策でオオサンショウウオの生息環境の保全が保証されるという誤解を生まないような記述が必要である。人工巣穴についても造らない方がよいという専門家の意見もあり、慎重な対応が必要である。また、提言の趣旨からすれば、オオサンショウウオのみの保護だけでなく、河川生態系全体を保全する観点で事業を計画することが求められる。
環境-52	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(鳥飼地区)	淀川	淀	検討/淀川環境委員会	検討で可。調査方法の統一モデルを作成することが先決と考える。
環境-53	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(向島地区)	宇治川	淀	検討/淀川環境委員会	生息・生育環境の保全と再生の検討(向島地区)事業について、当該地区は約100ヘクタールの広さをもつ。宇治川最大のヨシ原の再生、ツバメの近畿地方最大のねぐら地の保全、対象エリアの環境調査、保全対策後の生物環境回復の予測など、検討とされているが、すみやかな実施につながるよう希望する。模型飛行機場、グラウンドの早期撤退が必要である。現在、オギ草が増加中である。淀川環境委員会の評価を待ちたい。
環境-54	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(中津地区)	淀川	淀	検討/淀川環境委員会	検討で可であるが、調査項目や時期等事前準備の検討を十分にする必要がある。そして、全域に高水敷の切り下げによる幅広い干潟を造り出してほしいものである。
環境-55	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(高田地区)	藻川	猪	検討/委員会	検討項目と早期実施項目の追加;地元住民の参画と協働のもと、環境教育の実施など再生後の継続的な利用方法、運用方法を同時に検討すべき。外来種対策は早急に対応が必要のため、植物以外の外来種も考慮し、対策の優先順位を決めて実施してほしい。
環境-56	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(東園田地区)	藻川	猪	検討/委員会	検討項目と早期実施項目の追加;環境-55に同じ。
環境-57	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(北河原地区)	猪名川	猪	検討/委員会	検討項目と早期実施項目、検討箇所の追加;環境-55に同じ。場所選定の理由が明記されており評価する。神田(こうだ)地区も同様の対策が可能かつ必要と考える。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-58	5.2.6	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携	-	琵琶・淀・猪	検討/委員会	農業用水路などについては農水省や自治体の関係機関との調整に努めるべきである。また、整備内容によっては住民の利便性と環境保護とが相反する場合がある。住民意見の反映にはワークショップなど参加型として検討し、可能な限り住民意見の合意をはかるよう努めるべきである。住民意見の反映方法の検討、住民が当該事業にかかわることによる環境への理解の浸透効果、住民参加型のモニタリングと併せて検討をすすめられ、遡上・降下ができる生息環境への改善の成果があがるよう期待する。また検討した結果は、何らかの形でデータベース化して共有化するシステムを検討すること。流入支川、水路で連続的に多様な生息環境が確保されるような整備が同時に必要である。流域全体の連続性を考慮し、場所の選定に際して効果的な場所を選定すべきである。猪名川については、鶯の森付近で取水しているが、途中から暗渠になっている。川西の文化会館周辺が水路環境として非常に良好な自然景観を呈しており、構造改善の対象として検討していただきたい。
環境-59	5.2.6	外来種対策の推進	淀川	淀	推進	淀川流域全体を法制化して外来魚の放流を禁止するなど規制が必要である。早急に連携をとってほしい。生態系に悪影響を及ぼす侵略的外来種とそうでない外来種とは区別して扱った方がよい。
環境-60	5.2.6	外来種対策について駆除方法を含めた検討	琵琶湖流入河川・瀬田川	琵琶	検討/協議・調整	主体的、主導的に行われることを期待したい。この問題は長期的な検討が必要であるが、4年程度で中間評価し、それを公表すべきである。生態系に悪影響を及ぼす侵略的外来種とそうでない外来種とは区別して扱った方がよい。
環境-61	5.2.7	周辺景観との調和に関する検討、河川景観の観点から助言	淀川・琵琶湖	琵琶・淀	検討	水系全域で検討されるべきである。ただし、環境美化という発想ではなく、本来の自然生態系の構成要素にふさわしい環境整備を行うべきである。猪名川についても追加すべきである。
環境-62	5.2.7	ダム湖法面の裸地対策を検討	天ヶ瀬ダム・高山ダム・一庫ダム	琵琶・淀・猪	検討(試験・試行含む)	水位変動の大きいダムの法面裸地については、土砂崩壊防止を主とすべきである。検討項目の追加;裸地緑化に際して外来種を持ち込まないこと。法面の植物枯死による富栄養化の問題も検討すること。
環境-63	5.2.8	生物に配慮した護岸工法の採用	事例河川	全	実施	生物に配慮した理想の人工構造物はありえない、ことを基本において、より自然に近い工法の研究・検討が必要である。ここでは、ナカセコカワニナに配慮した護岸工事事例が挙げられているが、実施されるにあたっては効果的な季節、生息状況などに十分配慮できるよう調査の上実施されたい。ナカセコカワニナは流量豊富な琵琶湖の唯一の流出河川(瀬田川・宇治川)でしか生息できない。岩盤が露出したところ、大小の礫が点在し、流速のある水辺を好む礫についたケイソウを餌とし、アユなどの流水性を好む水生生物の生息環境と一致する。天然石に対してコンクリートや護岸では餌となるソウ類の付着が悪く、本種をはじめ流水性を好む水生生物にとっては不適である。以上のような観点から、宇治川に生息する水生生物のシンボル(代表)としてナカセコカワニナの生息環境を視点を置くことによって、宇治川の物理環境も生物環境も保全することにつながる。
環境-64	5.2.8	植物の結実時期を考慮した施行	事例河川	全	実施	実施すべきである。
環境-65	5.2.8	現況の植生を考慮した必要最小限の工事用道路の設置	事例河川	全	実施	今後事例を積み上げていかれることを期待する。住民参加や情報公開の試行が意味を持つ事業と考えられるので留意いただきたい。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
環境-66	5.2.8	工事中濁水の生物水域への流入防止	事例河川	全	実施	全川的に実施され、さらに改良を重ねていただきたい。また実効性の確保についてどうするのか記載すべきである。たとえ現場でこの工法が採られていても大小の規模の拡散がみられる。また濁水から溶出する成分に注意を払うべくその実態把握と対策をはかるべきである。生物への直接影響だけでなく、光環境の変化に伴う生態系の変化も考慮しなければならない。
環境-67	5.2.8	振動や騒音を最小限に押さえる施工機械の使用	淀川・宇治川・桂川・木津川	淀	実施	低環境負荷型の施工機械の導入は環境面からも積極的に早期に実施する必要がある。しかし施工業者の例が大手に限られるなど対応に時間がかかる中小事業者については導入促進のアドバンテージを与える、などの方策も考えられてよい。望ましい方法(機種、サイズ、運搬方法など)をマニュアル化する検討も必要。
環境-68	5.2.8	土砂輸送手段検討	淀川	淀	検討/委員会	舟運併用は河川状況のよい所では長期工事では好ましい。水上輸送による船着場の仮設や舟の往来による生物への影響を考慮するべきである。
環境-69	5.2.8	淀川土砂仮置場堤内地への確保	淀川	淀	実施	実施にあたっては仮置場周辺の環境劣化のないよう留意されたい。仮置土除去後の環境回復モニタリングも検討されるよう希望する。
環境-70	5.2.8	淀川土砂仮置場面積の縮小	淀川	淀	実施	環境-69と併せて計画的に実施されたい。仮置き場の堤内への確保とセットで計画に推進すべきである。

【治水・防災】

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会(仮称)	淀川流域	全	調査/検討	いままでの治水の考え方から転換された大きな点が流域対応、ソフト対応の方針である。これを具体的に推進していく手段として、水害に強い地域づくり協議会(仮称)による行政と住民の双方向の情報伝達等ができる体制の整備は検討、設置が急がれるものである。防災関係者、行政間の密な連携も期待され、さらに協議会に住民を加えられた点は行政の連携、住民参加型の河川づくり、流域対応に向けて推進されるべき試みである。流域対応について、住民の意識啓発、不断の効果的な情報発信についての専門家を加える工夫なども必要である。目に見える表示によるすべての呼びかけは表示されていることが知られていなければ役に立たない。インターネット、携帯メールを含む「表示そのもの」と、「表示されていること(場所)」自体の周知徹底が必要である。 なお、地域づくり協議会のブロックの範囲を直轄区間以外にも拡大すべきである。
治水-2	5.3.1	自分で守る(情報伝達、避難体制整備)	淀川流域	全	調査/検討	提言の主旨に沿った取り組みとして、治水-1とともに評価できる。都市計画部局等の参加の試みは重要である。ただ、次のような事項も検討する必要がある。 ・限られた予算の中で情報伝達体制とその基盤整備をいかに行うのか。 ・河川管理者と他部局、自治体間の情報のやりとり、交換する情報の意味がいかに理解され、実際に機能するのかを十分に検討し、それが活かされるような組織作りをすべき。 ・洪水情報、避難予警報システム、ハザードマップなど、住民が必要とする情報の質と量をいかに選択するのか。 ・情報が発信されていることを住民が知り、それを住民が活用できるようにするための対策(啓発)

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-3	5.3.1	みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)	淀川水系	全	検討・調査/実施	<p>流域委員会の提言の趣旨に沿った取り組みとして評価できる。その中で情報を一元管理して迅速で機能的な活動を行うための防災ステーションを設置することは高く評価できる。流域対応の具体的手法の早期検討・調整、早期実施をするべきである。緊急事態において、行政の判断・警告・命令などを住民が受け入れるためには、日ごろからの信頼関係が重要である。住民と行政との関係を現状から格段に進めるための手段を模索的なものを含めて探索することが推進されるべきである。と同時に一方において、次のような課題をいかに克服するかが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の社会の中で弱体化した水防団をいかに再編するか、あるいは、それに代わる組織を作れないか。 ・防災ステーションを中核とした連携体制の具体化と、都市型水害シミュレーションモデルの開発・避難予警報システムの確立が重要である。 ・河川レンジャーが、住民と行政を繋げる役目を果たすなど、防災教育面でかかわるような仕組みも必要である。
治水-4	5.3.1	地域で守る(街づくり、地域整備)	淀川水系	全	調査/検討	<p>流域において、雨水の保水・貯留機能を保全、強化するとともに土地利用の規制・誘導を行うものであり、大いに評価すべきである。関係自治体と連携し、土地利用の規制・誘導に踏み込んだ整備計画を高く評価する。とくに浸水想定区域からの住宅移転をも含め、市街化抑制がうたわれていることは流域対応の今後の大きな柱となる事業である。また流域の保水機能・貯留機能の強化を図ることが検討されることも明記されている。これらは国土交通省の管轄外のことであるとはいえ、今後関係各省庁・諸機関の連携を促し、リーダーシップをとり積極的に実現に向けて努力されなければならない。猪名川は総合治水特定河川に指定されており、すでに実施されているが、さらに都市型水害特定河川にして、規制強化を図ることができないか検討が必要である。猪名川流域には、休耕田のみならず、田畑や使用されていないため池が多数あり、これらの貯留機能を治水面に活用することが考えられ、具体的方策を検討すべきである。</p>
治水-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	淀	-	<p>これは、淀川と大和川にはさまれた大阪の中枢部に対する洪水防御を高規格堤防事業によって推進するものであり、その意義とこれまでに完成したところ、実施・調整中のところが示されている。</p> <p>経済性、期間、使用材料・施工法、環境面に留意して推進すべきであるが、実施にあたっては、次のような課題を克服することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の優先度、費用と期間が適切であること。 ・街づくり計画と本事業とが一体であること。 ・実施できるところだけ行うのではなく、必然性のある一連の区間として ・高規格堤防以外に経済的でしかも同等の機能を有するものが考案された場合には事業変更等も含めて検討すること。
治水-6-1	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	淀	実施	<p>賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。</p> <p>最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。</p>

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-6-2	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	淀	実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。
治水-6-3	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	淀	実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。
治水-6-4	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	淀	実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。
治水-6-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	淀	実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。
治水-7	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	淀	調整・実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。
治水-8	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	芥川	淀	実施	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施する。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-9	5.3.1	堤防補強	淀川	全	検討/試 行・委員会 /実施	<p>本事業は、破堤に伴う洪水災害を防止・軽減するための中心的な事業の一つであって、破堤原因を取り除くような方法、工法に基づいて新しい築堤法を導入して堤防補強事業を推進しようとしている点は評価すべきである。</p> <p>ただ、次のように、技術的な面、事業実施計画および実施中において克服すべき点も多いことに留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破堤原因として、侵食、浸透、越水がある。検討中の工法は、法面の緩傾斜化、法面・天端の遮水、法尻排水によってこれらの原因を軽減にするか、あるいは取り除こうとするものである。このような方法で破堤原因をどの程度押さえ込めるのが明らかにすべきである。 ・工法として画一的なものではなく、法面保護として遮水するのではなく、岩石あるいはそれに代わる材料を使うなど、河川の特性に応じた工法を採用することも重要。 ・淀川と宇治川、桂川、木津川、猪名川において法面の勾配が違う理由、ドレーン工の有無、実施区間と従来区間との接続点の水理的問題、緩傾斜化に伴う流水断面の減少や粗度変化による通水能力の検討とともに、余裕高の概念に関する変更の有無、法面傾斜、形状、材料、水の透水性の変化に関連して生ずる、植生、生物生息環境の変化など、明らかにすべき。 ・計画高においては、対象とする区間長が非常に長く、費用も膨大になることが予想されるが、全体計画と実施計画との関係が明らかにされていない。 ・実施区間として、過去に堤防法尻において「漏水」、浸水があったり、侵食の危険性がある保全対象が密集しているところが対象になっているように思われる。保全対象がなくとも破堤すると壊滅的な被害が生ずるようなところの有無についても検討し、対策を実施すべきである。 ・実施にあたっては、河川特性の異なる区間をいくつか抽出し、試験施工を行い、モニタリングを行いながら順応的に推進することを要望する。 <p>また、淀川堤防強化検討委員会による構造などの早急な検討、実施が必要である。加えて、具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。</p> <p>堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として環境面での配慮が必要であるが、具体的には、水際移行帯に相応しい植生の自然回復や生態系の回復を図ることが大切である。これについては専門家の意見を聴くと同時に生態系に配慮した工法の採用や埋土種子の活用などが必要である。</p> <p>堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10～20m)おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。さらに、環境面でのデメリットもあり、場所により異なった工法の検討をされたい。また、治水のみの観点でなく地域のニーズを取り入れ、幅広く検討してほしい。在来種があるところは、覆土するなど、地域に応じた堤防を作ることができるのではないかと。堤防のあり方を地域の希望に応じた表情のある堤防に整備していただきたい、すなわち、治水上の危険を増大させない限り、景観、生態系、地域のニーズに配慮した多様な堤防作りを進めてほしい。堤防補強とあわせ、高水敷を切り下げ河川断面を確保していただきたい。その際、上記の事項に配慮すべきである。堤防補強工事完了後は越水被害に対するハザードマップを公表すべきである。</p>

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-10-1	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。 堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として環境面での配慮が必要であるが、具体的には、水際移行帯に相応しい植生の自然回復や生態系の回復を図ることが大切である。これについては専門家の意見を聴くと同時に生態系に配慮した工法の採用や埋土種子の活用などが必要である。 堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10~20m)おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。
治水-10-2	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。
治水-10-3	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として環境面での配慮が必要であるが、具体的には、水際移行帯に相応しい植生の自然回復や生態系の回復を図ることが大切である。これについては専門家の意見を聴くと同時に生態系に配慮した工法の採用や埋土種子の活用などが必要である。
治水-10-4	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10~20m)おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。
治水-10-5	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。
治水-10-6	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として環境面での配慮が必要であるが、具体的には、水際移行帯に相応しい植生の自然回復や生態系の回復を図ることが大切である。これについては専門家の意見を聴くと同時に生態系に配慮した工法の採用や埋土種子の活用などが必要である。
治水-10-7	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10~20m)おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。
治水-10-8	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。
治水-10-9	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-10-21	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。
治水-10-22	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。
治水-10-23	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。
治水-10-24	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。
治水-10-25	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。
治水-10-26	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。
治水-10-27	5.3.1	堤防補強	淀川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。技術的に最新の工法を効率的に用いて堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。
治水-10-28	5.3.1	堤防補強	宇治川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来のまちづくりも視野に入れること。
治水-10-29	5.3.1	堤防補強	宇治川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来のまちづくりも視野に入れること。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-10-30	5.3.1	堤防補強	宇治川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討された い。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、 堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされること はいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要 である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要であ る。また、将来のまちづくりも視野に入れること。
治水-10-31	5.3.1	堤防補強	宇治川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討された い。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、 堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされること はいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要 である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要であ る。また、将来のまちづくりも視野に入れること。
治水-10-32	5.3.1	堤防補強	宇治川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討された い。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、 堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされること はいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要 である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要であ る。また、将来のまちづくりも視野に入れること。
治水-10-33	5.3.1	堤防補強	宇治川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討された い。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、 堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされること はいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要 である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要であ る。また、将来のまちづくりも視野に入れること。
治水-10-34	5.3.1	堤防補強	宇治川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討された い。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、 堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされること はいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要 である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要であ る。また、将来のまちづくりも視野に入れること。
治水-11-1	5.3.1	堤防補強	桂川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化 検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。
治水-11-2	5.3.1	堤防補強	桂川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化 検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-11-3	5.3.1	堤防補強	桂川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。
治水-11-4	5.3.1	堤防補強	桂川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。
治水-11-5	5.3.1	堤防補強	桂川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。
治水-11-6	5.3.1	堤防補強	桂川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。
治水-11-7	5.3.1	堤防補強	桂川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。
治水-11-8	5.3.1	堤防補強	桂川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。
治水-11-9	5.3.1	堤防補強	桂川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。
治水-11-10	5.3.1	堤防補強	桂川	淀	検討/試 行・委員会 /実施	淀木津地区における、堤防の詳細調査実施延長、浸透対策の現地に即した具体的補強手法を淀川堤防強化検討委員会で早急に検討され、実施されるべきである。
治水-12-1	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	淀	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1～10-34(桂川、宇治川)、治水11-1～11-10(桂川)、治水12-1～12-9(木津川下流)、治水13-1～13-2(木津川上流)、治水14-1～14-10(猪名川)) これらはいずれも治水 9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-12-2	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	淀	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1～10-34(桂川、宇治川)、治水11-1～11-10(桂川)、治水12-1～12-9(木津川下流)、治水13-1～13-2(木津川上流)、治水14-1～14-10(猪名川)) これらはいずれも治水 9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。
治水-12-3	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	淀	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1～10-34(桂川、宇治川)、治水11-1～11-10(桂川)、治水12-1～12-9(木津川下流)、治水13-1～13-2(木津川上流)、治水14-1～14-10(猪名川)) これらはいずれも治水 9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。
治水-12-4	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	淀	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1～10-34(桂川、宇治川)、治水11-1～11-10(桂川)、治水12-1～12-9(木津川下流)、治水13-1～13-2(木津川上流)、治水14-1～14-10(猪名川)) これらはいずれも治水 9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。
治水-12-5	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	淀	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1～10-34(桂川、宇治川)、治水11-1～11-10(桂川)、治水12-1～12-9(木津川下流)、治水13-1～13-2(木津川上流)、治水14-1～14-10(猪名川)) これらはいずれも治水 9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。
治水-12-6	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	淀	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1～10-34(桂川、宇治川)、治水11-1～11-10(桂川)、治水12-1～12-9(木津川下流)、治水13-1～13-2(木津川上流)、治水14-1～14-10(猪名川)) これらはいずれも治水 9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-12-7	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	淀	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1～10-34(桂川、宇治川)、治水11-1～11-10(桂川)、治水12-1～12-9(木津川下流)、治水13-1～13-2(木津川上流)、治水14-1～14-10(猪名川)) これらはいずれも治水 9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。
治水-12-8	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	淀	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1～10-34(桂川、宇治川)、治水11-1～11-10(桂川)、治水12-1～12-9(木津川下流)、治水13-1～13-2(木津川上流)、治水14-1～14-10(猪名川)) これらはいずれも治水 9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。
治水-12-9	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	淀	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1～10-34(桂川、宇治川)、治水11-1～11-10(桂川)、治水12-1～12-9(木津川下流)、治水13-1～13-2(木津川上流)、治水14-1～14-10(猪名川)) これらはいずれも治水 9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。
治水-13-1	5.3.1	堤防補強	木津川上流	淀	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1～10-34(桂川、宇治川)、治水11-1～11-10(桂川)、治水12-1～12-9(木津川下流)、治水13-1～13-2(木津川上流)、治水14-1～14-10(猪名川)) これらはいずれも治水 9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。
治水-13-2	5.3.1	堤防補強	木津川上流	淀	検討/試 行・委員会 /実施	(治水10-1～10-34(桂川、宇治川)、治水11-1～11-10(桂川)、治水12-1～12-9(木津川下流)、治水13-1～13-2(木津川上流)、治水14-1～14-10(猪名川)) これらはいずれも治水 9の事業を各河川ごとに事業を説明したものである。治水において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、つぎのことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由 ・地域住民に対する堤防の果たす役割について説明するとともに、堤防と街づくりの関係を明らかにしておくこと。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-14-1	5.3.1	堤防補強	猪名川	猪	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし
治水-14-2	5.3.1	堤防補強	猪名川	猪	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし
治水-14-3	5.3.1	堤防補強	猪名川	猪	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし
治水-14-4	5.3.1	堤防補強	猪名川	猪	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし
治水-14-5	5.3.1	堤防補強	猪名川	猪	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし
治水-14-6	5.3.1	堤防補強	猪名川	猪	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;川幅が狭い場所に堤防に近接して家屋が張り付いていることから、長期的には移転を含めた「引堤」を検討すべきではないか。
治水-14-7	5.3.1	堤防補強	猪名川	猪	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;猪名川大橋左岸の高水敷の切り下げを検討項目にする。治水14-6との東久代地区の堤防補強とあわせて検討してほしい。ただし、切り下げ時は、在来植物群落が神田地区に豊富に残っており、これらの保全を検討すること。
治水-14-8	5.3.1	堤防補強	猪名川	猪	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし
治水-14-9	5.3.1	堤防補強	猪名川	猪	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-14-10	5.3.1	堤防補強	猪名川	猪	検討/試行・委員会/実施	検討・試行・実施で可;特になし
治水-15	5.3.1(1)	堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)	宇治川、瀬田川	琵琶・淀	検討/試行・委員会/実施	琵琶湖後期放流影響区間堤防補強、宇治川約2.7km、瀬田川約3kmについて。事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来のまちづくりも視野に入れること。琵琶湖後期放流影響区間については、長期の高水位が発生するため、浸透破堤を考慮されねばならない。
治水-16	5.3.1	上野遊水地事業	木津川上流	淀	検討/試行/実施	これは上野の遊水地事業を継続するものであって、実施すべきと判断されるが、下記の点を検討し、順応的に対応すること。 ・事業の規模と今後においては農業形態の変化など社会構造の変化との関係を検討すること ・川上ダムと遊水地の役割を明らかにしておくこと。
治水-17	5.3.1.(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川	琵琶・淀	実施/検討	この事業は、次の事業から構成されている。 瀬田川下流掘削;実施…可 鹿跳溪谷区間;検討…可 天ヶ瀬ダム再開発;検討…可 宇治川河道掘削;検討…可 バイパス水路の活用;検討H17より実施…可 これらの事業が完成して治水事業17の目的が達成されることになっている。いずれも実施可あるいは検討可ではあるが、つぎのような課題を明らかにすべきである。 ・瀬田川下流1.6kmを掘削すると、それなりの治水効果はあるものの、既往最大規模の出水時には、大戸川および他の溪流からの土砂流出により、急激な河床上昇が起り、掘削による機能が保証されないことが予想される。したがって、洪水超過能力の評価に際しては、土砂流出を考慮した計算を実施し、それに基づいて掘削の意義を明らかにしておくことが重要。 ・琵琶湖のピーク水位を低下できること、および湖岸の浸水日数が減少することの意味を十分に検討すること ・鹿跳溪谷は「鹿跳・来浙の鍋穴」として滋賀県の天然記念物に指定されており、整備の方向性については検討に検討を重ねること。
治水-18	5.3.1.(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川	琵琶・淀	検討/実施	事業の数量・諸元等、スケジュールには、個々に実施あるいは検討と記載されているが、代替案を含め、詳細に検討・実施されることが必要である。琵琶湖ピーク水位で5cm下がる意味、3~4日浸水日数減ることの評価も必要である

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-19	5.3.1	隠元橋架替及び隠元橋付近の用地交渉の継続実施	宇治川	淀	検討/試行・委員会/実施	継続実施の妥当性についての審議は不十分であるが実施可とする意見がある。しかし挙げられた代替案の比較については、ずさんである点は否めない。
治水-20	5.3.1	大下津地区堤防拡幅	桂川	淀	検討/試行・委員会/実施	これまでの地域住民との合意に基づき継続中の未整備事業であり、早急に整備される必要がある。 ただし、つぎのことに留意することが必要。 ・ 予定されている堤防補強事業との整合性について十分検討しておくこと。 ・ 環境保全対策は十分か。 ・ 街づくりを視野に入れた事業になっているか。
治水-21	5.3.1	小谷地区浸水対策	木津川下流	淀	検討/試行・委員会/実施	これは一連区間の堤防整備事業である。次の点を確認しながら推進すべきである。 ・ 予定されている堤防補強事業との整合性
治水-22	5.3.1	川西池田地区の築堤を実施	猪名川	猪	実施	横断面が単調になっている。横断方向の植生環境の回復施策を検討してほしい。
治水-23	5.3.1	芥川大橋の架替を継続実施	芥川	淀	検討/試行・委員会/実施	可であるが、ただし、次の点を検討しておくこと。 ・ 街づくりとの関係
治水-24	5.3.1	大津放水路事業	大津放水路	琵琶	実施	これは大津放水路第一期事業である。ほぼ完成しつつあり、実施すべきである。ただし、次の点を検討しておくこと。 ・ 事業完成後における環境、治水面のモニタリング ・ 第二期事業が整備内容シートに挙げられていない理由とその地元説明
治水-25	5.3.1	草津川	草津川	琵琶	検討/試行・委員会/実施	これは草津川改修事業の一環であり、安全性の面からも緊急に実施すべきであるが、次の点を検討しておくこと。 ・ 新川掘削前後における町の動態 ・ 治水、環境面におけるモニタリングの実施
治水-26	5.3.1	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業	淀川	淀	検討/試行・委員会/実施	検討は可である。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-27	5.3.1	砂防堰堤、山腹工	瀬田川、木津川	琵琶・淀	実施	これは、瀬田川および木津川における山腹工を含む砂防事業である。実施に際しては次の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出コントロールと土砂移動の連続性 ・環境、景観、レクリエーション ・土砂災害ハザードマップ、土地利用、砂防事業の効果との関係
治水-28	5.3.2	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業(再掲)	淀川	淀	検討/試行・委員会/実施	来るべき南海地震津波、高潮・洪水対策の一環として実施する方向で検討されることを希望する。
治水-29	5.3.2 5.3.3	陸閘操作時間の短縮化の実施	淀川	淀	実施	これは、淀川大橋の陸閘操作時間の短縮化を目的とした事業であり、速やかに実施すべきである。この際特に下記の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達と操作管理の体制が風化しない方策の検討とそのためのシミュレーションを行い、緊急時に操作およびその体制が風化しないようにすること。
治水-30	5.3.3	緊急用河川敷道路事業	淀川	淀	実施	これは、淀川における緊急用河川敷道路の整備事業である。実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備事業との整合性 ・事業完成後の利用と管理についての検討
治水-31	5.3.3	緊急用船着場整備	淀川	淀	実施	緊急性がある。実施で可。実施に際しては次の点に留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の船運に必要な水深が確保されるかどうか不確定な要因について十分検討しておくこと ・日常的な保守、管理 ・平時の利用の適否について検討しておくことが重要
治水-32	5.3.3	地震等危機管理検討	淀川	淀	検討/委員会	これは地震等危機管理を検討するものである。この問題は極めて大きいので、過去の経験、専門家その他有識者、地域住民の意見を集約し、より適切な危機管理ができるよう推進する必要がある。
治水-33	5.3.3	淀川大堰閘門設置検討	淀川	淀	検討/委員会	大災害発生時、河川改修時の舟運の有効性を認めるが、それ以外の舟運については環境保全の観点からあまり好ましくない。水上交通、観光目的の舟運は採算が合わないだろう。閘門設置に必要な費用と便益の冷静な比較検討が必要と思われる。また、閘門設置による環境への影響を慎重に検討する必要がある。
治水-34	5.3.3	淀川堤防耐震対策事業	淀川本川	淀	検討	緊急性がある。これは淀川堤防耐震対策の検討であり、実施に向けて検討する必要がある。ただし、耐震対策を実施するに場所については、淀川だけでなく、全流域で検討すべき。
治水-35	5.3.3	堤防の耐震対策(琵琶湖後期放流影響区間)	宇治川、瀬田川	琵琶・淀	検討/試行・委員会/実施	緊急性もあり、すみやかに実施されたい。堤防補強との関連はどうなっているか、別々の対策事業として実施されるのか明らかにされるべきであろう。実施に当たっては、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されるよう要望するものである。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
治水-36	5.3.3	淀川大堰、毛馬排水機場の耐震対策	淀川	淀	検討/実施	緊急性がある。実施で可。ただし、地震外力等について説明しておくこと。
治水-37	5.3.3	河川管理施設の耐震点検	淀川水系	全	検討	緊急性に鑑み至急に検討すること。閘門の耐震性能を早急に検討し、実施に取り組むべき。東南海地震の確率を念頭において急ぐこと。
治水-38	5.3.3	津波のソフト対策	淀川、猪名川	淀・猪	実施	将来起きる海溝型地震について、津波の大きさと影響範囲の予測とハザードマップの作成が必要である。今後の普及・啓発・推進において河川レンジャーの関わりや連携できることがあるかどうか検討する必要があると考える。
治水-39	5.3.3	淀川大堰津波対策	淀川	淀	検討/実施	緊急性がある。実施で可。ただし、地震外力等について説明しておくこと。他の河川管理施設の対策との整合をとること。

【利水】

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
利水-1	5.4.	利水者の水需要の精査確認	-	全	水需要の精査確認/水需要の精査確認(水利権審査)	「利水者の水需要について精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」については実施可とするが、「水利権更新の際」にのみ行うのでは不十分であり、毎年あるいは少なくとも3年程度ごとに精査確認を行う必要がある。
利水-2	5.4.	水利権の見直しと用途間転用	-	全	用途間転用の調整/農業用水の慣行水利権の許可水利化について	「水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組みを行う」については実施可とする。 ただし、「利水者間の用途間転用」については積極的に進めるべきであるが、その前提としている「少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境」のうち、前者については利水安全度の実力低下として新たな水資源開発の口実に使われることがあるため前提から除外するべきである。用途間転用はシートに示された3つの工水だけでなく、上水等も転用の対象に含める必要がある。 また、「農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する」ことは重要であり、積極的に進めるべきである。さらに「農業用水の水利権見直しにあたっては地域の水環境に関する要望を配慮する」ことも重要であるが、地域エゴに振り回されないように注意しなければならない。 余っているものを転用するにとどまらず、既存の水利権がどこまで削れるかを目標にして検討・実施することが重要である。利水問題についてはつねに琵琶湖の環境に及ぼす影響を考慮して検討する必要がある。
利水-3	5.4.	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム	琵琶・淀・猪	検討/実施	「既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討および実施する」ことは当然であり、積極的に推進すべきである。ただし、既設ダム等の連携操作による渇水対策については安易に新設ダムの必要性に結び付けないようにしなければならない。 なお、既設ダム等の効率的運用には制限水位についての検討も必要であり、取水実態の把握には取水量の把握を含める必要がある。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
利水-4	5.4.	渇水対策会議の改正を調整	-	全	渇水会議定例化/水利用を考える場/連携	<p>これまで渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための「渇水対策会議」を改正して、平常時からつねに水利用実態を把握し、水需要抑制を含め総合的に利水問題を検討する組織として新たな「水需要管理協議会」を設置することは重要であり、推進するべきである。シートに示された協議会の参加メンバーおよび協議事項はいずれも概ね妥当であり、早期の設置が待たれる。なお、参加メンバーに示された有識者には住民代表を複数人含めるべきであり、情報の公開も必要である。</p> <p>方針に示された「現状の取水制限では、各利水者間の安定供給努力(負担)が反映されていないため、安定供給努力に応じた取水制限の考え方を検討する」ことには「弱者の切捨て」につながる恐れがあり、賛同できない。むしろ節水などの水需要抑制の努力が反映される渇水時の調整方法を検討するべきである。</p>

【利用】

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
利用-1	5.5.1	水上オートバイの利用規制	淀川本川	淀	検討/実施	<p>現在一津屋地区において利用期間、利用時間および利用範囲を限定して水上オートバイ利用が認められているが、環境への影響、免許状など多くの問題がある</p> <p>また、汽水域といえども、野鳥、魚類をはじめ、汽水域の環境に影響が及ぶのは必至であり、今後十分検討がなされるとのことであるが、上水の取水がないという理由での汽水域への移設検討は疑問である。</p> <p>十三の野草地区、海老江地区の災害時の物資揚陸、工場用船舶の河川中央部の通過以外は、観光船・プレジャーボート等の十三バイパス～長柄大橋間は自然保護のためにも禁止するだけの配慮が必要である。上流のワンド郡一帯にも航路の指定が必要である。</p> <p>水上オートバイの使用・利用ルールや地域との話し合いを踏まえた上で淀川流域での法整備など、禁止を含めた利用規制を考えていく時期に来ているのではないかと思われる。示された代替案を含めて詳細な検討が必要である。</p>
利用-2	5.5.1	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制	淀川本川 (瀬田川)	琵琶	連携/検討	<p>瀬田川の水質等調査だけに終わらず、琵琶湖全域の水質等の調査を滋賀県と連携して行い、水上オートバイ、プレジャーボートが琵琶湖等に与える水質の悪化、自然生態系環境の悪化が認められた時は、許容できる範囲を定めるとともに、琵琶湖上の水上オートバイの禁止、プレジャーボートの隻数制限など、法整備も必要な時期に来ている。当該事業予定区域においては、船舶の河川利用に伴って河川植生を壊さないよう、予防・防護措置が必要である。</p>
利用-3	5.5.1	船舶等の通航規制	淀川本川	淀	検討	<p>船舶の河川水面利用に伴い河岸植生が破壊される可能性が十分考えられる上に、水棲生物の保全上通航規制は必須と考えるので、大賛成である。事前の予測と防護技術を開発する必要があるだろう。いろいろな観点から、水上オートバイ、プレジャーボート、レジャー用動力船の通航規制を実施すべきと考える。</p>
利用-4	5.5.1	瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置	淀川本川 (瀬田川)	琵琶・淀	調整/検討	<p>占有権の一定期間ごとの見直しを、提言に沿った排他的・独占的利用の制限に向けて行っていくことが重要である。</p> <p>利用希望の利害調整だけでなく、目指している河川環境についての理解を深め合う場として必要である。</p>
利用-5	5.5.1	円滑な水面利用の確保	桂川・木津川	淀	検討	<p>手漕ぎボート・カヌー等による円滑な水面利用は必要としても、本来の河川環境が損なわれるような施設の変更はなされるべきではない。十分な検討が必要である。</p>

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会 (仮称)	全河川(直轄管理区間)	全	調整	準備会設立を含む調整開始・委員会設置の促進が必要である。河川の保全の見地から河川のあり方を論議するものであるところから、名称は「河川保全委員会」が適切と考える。委員会の構成は、学識経験者と沿川自治体であり、地域住民の参画方法については、「委員会において意見を取り集める方法」とされているが、利用者や関係者ではない「公共の担い手」としての沿川住民が委員会の構成員としてその座を占めることが必要である。 高水敷利用については、現状を踏まえて公正な判断の場が必要であることに賛成である。グラウンドなどを提内地に戻すためには代替地の確保が必要であるが、そのような問題の調整にまで、当該設置予定委員が踏みこめるのかどうか、実効性のある組織としていただきたい。また、占用権の一定期間ごとの見直しを行い、提言に沿った排他的独占的利用の制限に向けて行って行くことが必要である。 ゴルフ場、公園等占用施設の新設及び更新の許可にあたって、従前の占用許可基準内扱いについてふれていないのは問題である。もし許可基準を維持するのであれば、基準の見直しについて、流域委員会、パブリック・コメントの意見をもとにして改定すべきである。さらに、河川敷利用縮小基準も検討すべきである。利用希望の利用調整だけでなく、目指している河川環境についての理解を深める場とし、河川環境でなければできない利用を促進する場、調整の場とされたい。
利用-7	5.5.2	違法行為の対策	淀川水系各河川	全	実施	常態化・常習化している違法行為について、さらに放置を続けないことが必要である (意見の追加あり。後日、送付予定)
利用-8	5.5.2	ホームレス対策	淀川水系各河川	全	関係機関協議/対策を推進	関係機関協議、法律に基づく河川敷内のホームレス対策を速やかに行うべきである。自立支援等の施設が可能か調整するとともに、ホームレスに対して、高水敷の増水時の危険情報の提供、河川環境への影響についての情報提供もあわせて行うべきである。
利用-9	5.5.2	迷惑行為の対策	淀川水系各河川	全	実施	実効性の確保をどうするのか記載すべきである。住民と自治体の連携、河川利用者による通報を容易にする方策、河川レンジャー(仮称)との連携などを具体的な整備内容に加えるべきである。
利用-10	5.5.3	航路維持有効利用方策検討	淀川	淀	実施	全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にすべきである。府県と市町村との意見の相違にも、調整が必要である。
利用-11	5.5.3	淀川舟運低水路整備検討	淀川	淀	検討/委員会	全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度とすること。水制工による航路の確保、喫水1m以下の船舶の開発により、大規模な航路確保工事を行わずに舟運を行うなどの代替案も積極的に検討されたい。
利用-12	5.5.3	淀川大堰閘門設置検討	淀川	淀	検討/委員会	環境への影響を十分検討されなければならない。
利用-13	5.5.3	毛馬閘門運用手法検討	淀川	淀	検討/委員会	舟運の必要性は理解できるが、環境への影響が軽視されていないか、利用者の要望だけでなく例えば淀川環境委員会等を交えた詳細な検討が必要である。通船可能時間の拡大の検討については、環境への影響を十分調査されてからでなければならない。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
利用-14	5.5.3	船舶航行環境影響検討	淀川	淀	検討/委員会	賛成。船舶航行が河川や湖沼の環境に与える影響は少なからぬものがある。正確な調査が行われ、河川整備計画に活かされることを期待する。 全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。
利用-15	5.5.4	漁業	淀川水系各河川	全	-	漁業を持続的に存続させるための水産資源の確保・河川環境の再生は、沿岸漁業のための藻場、干潟の再生と同様、日本人の基盤の確保であるという認識に立ってほしい。河川敷の公園利用、水上スポーツという趣味の問題ではない。農業利水権に相当する重要度を持っている生存権の確保と捉えるべきである。河川環境再生の為にすべき施策は膨大かつ総合的なものであるが、河川利用の最初の項目に格上げしておく事項と考える。1960年代を目標とするので、保護ではなく再生を強く押し出すべきである。 なお、河川環境の保全に反した漁業利用の規制の可能性(関係機関への働きかけを含む)を明記すべきではないかと考える。 表現の一部に異議を覚える。つまり、『…結果として、水産資源の保護につなげる』は今までの考え方のように受け取れる。水産資源に限定されるのではなく「水系の生態系の多様性を保全・回復して行く」ことが目標であると考え。 琵琶湖については、淡水魚回復委員会もしくは漁業回復委員会を設置することが望ましい。

【維持管理】

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
維持-1	5.6	堤防・護岸等の修繕・空洞化対策	淀川水系	全	調査/実施	空洞化調査は早急に対策を実施されたい。その他も急がれる事業である。また2/4で示された護岸補修、伝統工法を含めた自然環境や景観に配慮した施工方法を今後も改善しながら積極的に採用するべきである。
維持-2	5.6	堤防等の除草	淀川水系	全	実施	堤防植生のあるべき姿、望ましい植生、除草時期、除草目的について十分にまとめきれていない。堤防植生に関して多くの資料がある猪名川でマニュアルを作成すべきである。除草に関しては、河川環境や住民の生活環境に配慮しながら継続実施されるべき事業である。なお、除草後の草は、移動焼却車の導入、あるいは堆肥化等リサイクルの検討が必要である。
維持-3	5.6	地域住民と連携した維持管理(事例)	木津川・桂川	淀	実施	引き続き実施可。ただし、住民による花畑の運動が外来種の導入につながらないように留意すべき。住民と河川管理者とのコーディネートに河川レンジャーがかかわっていくことも検討されたい。事業の数量や事業費が記載されていないが、必要に応じ予算を計上し効果的に事業を推進していただきたい。木津川の現地調査の事例が掲載されているが、今後市民グループと合同で調査を行う場合には、河川の自然植生の把握につながるような調査のあり方を検討するべきである。
維持-4	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川	全	実施	実施可。設備の更新にあたっては新技術の導入を検討すべき。また、不要となった施設については速やかに撤去すべきである。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
維持-5	5.6	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川	琵琶・淀	実施	整備効果による3つの点について河川レンジャーの係われる役割や連携を検討する。全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。地域住民も参加して、河川レンジャーの業務とすることも考えてよい。なお、府と市町村との意見の相違にも調整が必要と思われる。
維持-6	5.6	水文観測所の適正な維持管理	淀川水系直轄河川	全	実施継続	継続実施が不可欠である。代替案を含め最新の観測設備の更新・維持管理も必要である。深山レーダ観測システム等の関連施設についても適切な維持管理・更新を行うべきである。
維持-7	5.6	河川浄化施設	淀川(天野川、天神川)	淀	実施	本来は、河川流路の浄化機能を高める方策と、負荷量の軽減が本質的な施策であるため、河川浄化施設については長期的な運用コストと効果についての試算とそれらを含めた見直しが必要である。
維持-8	5.6	河川浄化施設(寝屋川揚水機場)	淀川(寝屋川)	淀	実施	維持管理は必要であるが、淀川からの導水量の規模とその効果がどのくらいかを検討すべき。
維持-9	5.6	河川管理施設の操作・確実性の向上	淀川水系直轄河川	全	検討/実施	遠隔操作などのIT技術を利用した河川管理施設の管理の高度化とそれを実効あるものにするための技術開発を検討していただきたい。バックアップ体制の堅持に当たっては、集中管理とともに人手による確認の二段構えの対策を怠ってはならない。
維持-10	5.6	利用されていない施設の撤去	淀川水系直轄河川	全	実施	実施可。早急に実施すべきである。
維持-11	5.6	改善が必要な施設の指導	淀川水系直轄河川	全	実施	実施可。早急に実施すべきである。
維持-12	5.6	樹木の伐採と管理	淀川水系	全	実施	継続実施可。河道内樹木については、水辺林、高水敷林、河畔林等に分けて考えるべきである。外来樹木(ニセアカシア、トウネズミモチ、シンジュなど)の伐採は至急行う。ただし、河川敷を利用することで種を維持しなければならない動物の生息情報がある場合、実地調査と専門家などの意見をききながら行うこと。環境上、樹木の伐採が制限される場所であっても、どの程度、樹木が存在すれば、洪水時の疎通能力を阻害するかを明確にして検討すべきである。なお、直轄区間以外の区間であっても治水上、緊急に伐採する必要がある場合には、速やかに実施のための指導・支援を行うべきである。
維持-13	5.6	河道内堆積土砂等の管理	淀川	全	実施	実施で可。但し、横断方向との連続性確保に留意して早期に実施に移すべきである。
維持-14	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川	全	実施	継続実施促進すべきである。車椅子を入れてバイクの侵入を防止するなど車止めの改善例など、さらに研究・改善が必要である。また、バリアフリーは必要であるが公園の利用を促進するような安易な整備はぜひ、避けたい。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施 / 検討	意見案
維持-15	5.6	安全利用のための対策	淀川・宇治川・桂川・木津川	淀	検討	身障者団体などの意見を反映させる工夫が必要である。また、河川レンジャーのかかわれる役割や連携も積極的に検討されたい。なお、生態系の回復を行っているところについては安易に通路をつけることの無いよう、あるいは、バイクなどの予想外の利用が行われないよう実施の箇所を慎重に検討すべき。
維持-16	5.6	安全利用のための対応	瀬田川	琵琶	検討 / 委員会 / 実施	実施可
維持-17	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川	全	関係機関協議 / 協議会設置 / 実施	安全利用のための教育を継続実施することは不可欠であり推進していくべきである。水難事故防止における取り組みの中で河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する(水難事故防止協議会(仮称)への参加等)
維持-18	5.6	河道内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策	淀川水系直轄河川	全	関係機関協議 / 協議会設置 / 実施	河道内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策事業について。重要な事業であり、継続実施が必要であり、強化すべき。可能であれば、監視カメラによる夜間監視も行うべき。
維持-19	5.6	河川環境の保全のための指導	淀川水系	全	継続実施	重要な事業であり、継続実施が必要である。河川レンジャー(仮称)のかかわれる役割や連携を検討する。
維持-20	5.6	テロに対する危機管理の対策	淀川水系直轄河川	全	実施	河川管理施設や橋梁等の破壊・水質汚染を防止する事業を継続実施するべきである。危機管理情報に関する伝達体制の確立、不審物・不審浮遊物に対して河川区域の巡視点検も継続実施されるべきである。

【ダム】

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施 / 検討	意見案
------	-----	-----	-----	------	---------	-----

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
ダム-1	5.7.1	生息・生育実態を定期的に調査	既設ダム	琵琶・淀・猪	実施	調査項目・方法については、過去10年間の河川水辺の国勢調査(ダム湖編)の結果を集計し、解析し、公表すること。この情報をもとに、地域住民・専門家を含む「調査方法検討会」を開催し、調査方法の見直しを実施すること。またこれまでの調査結果が、どのようにダム管理・運用の改善に生かされているのか公表すること。地域住民、専門家、河川レンジャーを加えた検討会を開き、定期的に調査項目・方法の再検討をすること。この時、ダム水源地域の活性化に資する目標像を設定し、その目標実現に向けた、調査項目の改定・選定が必要である。個々のダム湖の特徴を明らかにするため、何年かに一度は関連する数項目を同時に調査すること、も検討して頂きたい。また調査項目によっては、調査頻度を増やし四季の調査を必要とするものもあり検討を要する。調査や住民とのコーディネート、調査のまとめと情報発信など河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討すること。
ダム-2	5.7.1	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備	既設ダム	琵琶・淀・猪	検討/実施	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備事業については、活性化が自然環境破壊をもたらさないよう留意し、住民・河川レンジャーや地元自治体との緊密な連携をはかること。ただし湖面利用については、委員の中に「必ず水質の悪化を招くことになり、禁止すべき」との意見もあり、慎重に検討されたい。この事業については、ダムの特性・地域の特性を考慮し、地域毎に異なった方法を検討されたい。琵琶湖では、経済的インセンティブを検討に含める。湖面活用は削除・禁止すべきである。天ヶ瀬ダムでは、部分的実施が妥当である。具体的な整備内容は、水源地域ビジョンの策定、周辺整備計画の検討、「ダム水源地域ネットワーク」や「森と湖に親しむ旬間」行事などを通じて交流を促進する、の3点が挙げられている。揚水式発電の下池であり1日の水位変動が大きいため、湖面の自由使用がみとめられていないなどの特性がある。活性化については、ダム湖の悪化につながらない事を明記すべきである。猪名川ではその特色である、日本一の里山が一庫ダム周辺に広がっており、その資源をさらに生かすダム水源地域の活性化と周辺環境整備を、地域住民・河川レンジャー・行政の協働のもとで推進していただきたい。「布目ダム水源地域ビジョン」の例が示されているが、一庫ダムにおいても検討・推進されたい。
ダム-3	5.7.1	河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強化	既設ダム	琵琶・淀・猪	検討/実施	河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強化事業。人命の損失に繋がる重要な事業であり、速やかに実施されたい。特に、晴天時の後期放流時は、河川利用者にとって予測しがたい危機であり、情報が行き渡るような工夫と確認の仕組みが必要。また河川利用者以外の流域住民にも、ダム放流の実態を日頃から周知徹底しておく必要がある。瀬田洗堰、天ヶ瀬ダムでは、晴天にもかかわらず後期放流がなされているので洪水警報が発令されている。このことが理解できるように情報表現を工夫する必要がある。現地での情報、インターネット、携帯電話などによるダム情報など、多様な手段を活用して安全をさらにはかるべきである。こどもや日本語以外の言語への対応として、目でみてだれでもわかる絵表示を普及していただきたい。ひらがな、英語表記など併用も必要であろう。ライン河沿いにある水位が時計盤になる量水時計も検討して頂きたい。
ダム-4	5.7.1	ダム付属設備の計画的な補修を実施	既設ダム	琵琶・淀・猪	実施	ダム付属設備の計画的な補修を実施する事業について。重要な事業であり、速やかな実施が必要である。施設の延命化、ランニングコスト、決壊リスクを考慮した施設改修計画の策定が必要である。また費用対効果を検討し、場合によっては撤去と言う手段も視野に入れておかなければならない

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
ダム-5	5.7.1	流木の有効活用を検討・実施	高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム	淀・猪	検討/実施	検討・実施で可;基本的には可と判断する。ただし、流木の発生源の対策もあわせてとって頂きたい。また、流木の有効活用方法としては、チップ以外の有効活用があると考えられ、幅広く検討されたい。ただ厳密な意味では、河川生態系に与える落葉・落枝の役割りと同様、流木の河川生態系における存在意義を評価し、その処置を精査・検討する必要がある。
ダム-6-1	5.7.1.(12)	既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討	既設ダム	琵琶・淀・猪	検討	利水等に関する精査検討を終えてから、用途間転用を検討すべきである。この調査検討が安易にダム新設の理由として利用されないことが前提である(例えば、大戸川ダム建設が、日吉ダムの利水機能の振替えを理由のひとつとして提起されているように)。「ダムありき」から「新規ダムは原則として建設しない」へと、根本的に発想を転換すべきである。既設ダムの再編・運用変更により、下流河川の水量とその変動の環境に対する影響も考慮すること。
ダム-6-2	5.7.1	既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討	高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、一庫ダム、日吉ダム	淀・猪	検討	利水等に関する精査検討を終えてから、用途間転用を検討すべきである。「ダムありき」から「新規ダム回避」へと、根本的に発想を転換したうえで、検討すべきである。
ダム-7	5.7.2	大戸川ダム建設事業	大戸川ダム	琵琶・淀	調査・検討	<p>大戸川ダム建設事業の理由として、4つの有効性を挙げているが、以下に示すように、いずれの項目についても顕著な有効性は認められず、代替の可能性もあるため、大戸川ダム事業は、建設しないことも重要な選択肢の一つとして、調査・検討するべきである。</p> <p>「琵琶湖環境の保全」については、琵琶湖の湖面積は巨大であり、大戸川ダム単独ではもちろんのこと、丹生ダムと連携しても、水位維持にそれほど大きな役には立たず、したがって琵琶湖環境の保全にも大した貢献にはならない。むしろ洗堰の操作によって対応するほうが効果的である。</p> <p>「日吉ダムの治水強化」に大戸川ダムを連携させることについては、日吉ダムの利水容量を集水地域の異なる大戸川ダムに振り替えることの正当性に疑義があるうえ、桂川の安全のために大戸川に犠牲を強いることが地元を受け入れられるか、大戸川ダムの容量が日吉ダムの容量を振替えられるほどの余裕があるかなどの問題がある。日吉ダムの治水強化は日吉ダムの運用によって対応するべきである。</p> <p>「大戸川の治水対策」については、堤防強化により破堤しにくくすることと流域対応とを併用することにより対応することができる。</p> <p>「利水」については、節水などにより水需要を抑制することにより対応可能である。</p> <p>以上の理由に加えて、流砂量の大きい大戸川ではダムの背水に堆砂の背水が加わり上流の治水安全度を低下させる、ダム建設により環境が悪化するなどの恐れがあり、大戸川ダムの建設には問題が多いと考えられる。</p>

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
ダム-8	5.7.2	琵琶湖水位低下抑制対策	大戸川ダム	琵琶	調査・検討	<p>琵琶湖の急激な水位低下の抑制策として、大戸川ダムと丹生ダムとを連携運用することは、両ダムの容量が琵琶湖の水位を維持させるには余りにも小さくて有効性が乏しい。また琵琶湖の環境を保全するための事業が、別の地点で新たな環境破壊を生み出すという矛盾を避けるためにも、洗堰の運用により代替すべきである。</p> <p>ちなみに、大戸川、丹生ダム、琵琶湖、洗堰の4者間のみ関係で考えると、琵琶湖の水位25cmは168.5百万立方メートルに相当するので、丹生ダムから100百万立方メートル補給しても、洗堰の放流量を68.5百万立方メートル減らす必要がある。大戸川の容量から考えると68.5百万立方メートルすべてを振替補給することはできない。したがって、琵琶湖の環境保全が丹生ダムと洗堰下流の環境破壊を生み出すことになり、計画そのものに基本的欠陥がある。</p>
ダム-9	5.7.2	日吉ダム治水強化	大戸川ダム	琵琶・淀	調査・検討	<p>日吉ダムの治水強化のため、日吉ダムの利水容量および堆砂容量の一部を大戸川ダムに振り替えることにより治水容量を増量しようとするもので、治水 - 7に示したように、集水域の異なるダムに振り替えることの正当性に疑義があるうえ、桂川の安全のために大戸川に犠牲を強いることが地元を受け入れられるか、大戸川ダムの容量が日吉ダムの容量を振替えられるほどの余裕があるかなどの問題があり、日吉ダムの治水強化は日吉ダムの運用によって対応するべきである。</p>
ダム-10	5.7.2	環境等の諸調査	大戸川ダム	琵琶・淀	調査・検討	<p>ダム計画時に環境調査を行うのは計画推進の容認のためではない。この前提のもとでのみ環境調査を行うことが許される。</p> <p>環境調査を実施する場合には、専門家の指導と助言のもとに調査項目・調査方法などを定め、十分に調査する必要がある。調査結果については公開が原則であり、結果の評価に際しては、専門家ばかりでなく地元の有識者を加えて、公開の場で行う必要がある。</p>
ダム-11	5.7.2	天ヶ瀬ダム再開発事業	天ヶ瀬ダム再開発事業	琵琶・淀	検討/委員会	<p>天ヶ瀬ダム再開発事業は、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大により、「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」、「下流の治水」、「琵琶湖の環境改善」をしようとするものであるが、整備効果の有効性については不明な部分が多い。</p> <p>「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」については、「ピーク水位の低下」と「浸水時間の低減」が実現できることを示しているが、「浸水被害」がどれだけ軽減するのかが不明である。</p> <p>「下流の治水」についても、下流での水位を20cm程度低下させることができても、それが洪水被害の軽減にどれだけ役立つかが不明である。</p> <p>「琵琶湖の環境改善」についても「制限水位」を上げると、「環境」がどの程度改善されるかが不明である。</p> <p>以上のように、整備効果に不明の点が多いうえに、琵琶湖からの放流量の増大については代替案もあり、中止することも選択肢の一つとして、慎重な検討をしなければならない。</p> <p>ただし、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大そのものはダムの治水機能を増加させることにつながるものであり、既存施設の利用を中心として積極的に検討する必要がある。ただし、下流の流下能力については、天ヶ瀬ダムの放流能力に合わせるのではなく、別の観点から検討されるべきである。</p>
ダム-12	5.7.2	天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した方法の検討	天ヶ瀬ダム再開発事業	琵琶・淀	検討/委員会	<p>この事業は、「天ヶ瀬ダムの放流能力の増大策」というよりむしろ「琵琶湖放流能力の増大策」というべきもので、既存施設を利用したものについては積極的に進める必要がある。</p>

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
ダム-13	5.7.2	放流方法の変更に伴う環境への影響および貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査	天ヶ瀬ダム再開発事業	琵琶・淀	調査検討/委員会	天ヶ瀬ダムの「放流方法の変更」あるいは「貯水池運用の変更」に伴う環境への影響については積極的に行うべきである。ただし、環境調査の実施に際しては、専門家の指導と助言のもとに調査項目・調査方法などを定め、十分に調査する必要がある。調査結果については公開が原則であり、結果の評価に際しては、専門家ばかりでなく地元の有識者を加えて、公開の場で行う必要がある。
ダム-14	5.7.2	川上ダム建設事業	川上ダム	淀	調査・検討	岩倉峡上流の上野地区は狭窄部が支障となって浸水が生じやすい地域であるが、狭窄部の開削は当面できないため、既往最大規模の洪水による浸水被害を解消するには上野遊水地と新たな貯留施設が必要であるとして計画されたのが川上ダムである。 これまですでにいくつかの代替案についての検討がなされているが、いずれも十分に検討されたとはいえない。例えば、遊水地については越流堤の形状を変更することにより遊水機能を高めることができる。また、他の支川における新たな遊水地の設置、名張川への放水路の設置といった新たな代替案についても検討するべきである。とくに流域対応についての検討が不足している。
ダム-15	5.7.2	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える生物環境等の調査・検討	川上ダム	淀	調査・検討	川上ダム計画の見直しに伴う環境調査であって、昭和62年度から続けられているが、ダム-10に示したと同様の注意が必要である。 ダム計画時に環境調査を行うのは計画推進の容認のためではない。この前提のもとでのみ環境調査を行うことが許される。 環境調査を実施する場合には、専門家の指導と助言のもとに調査項目・調査方法などを定め、十分に調査する必要がある。調査結果については公開が原則であり、結果の評価に際しては、専門家ばかりでなく地元の有識者を加えて、公開の場で行う必要がある。
ダム-16	5.7.2	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う水質への影響の調査・検討	川上ダム	淀	調査・検討	川上ダム計画の見直しに伴う水質予測調査であって、ダム-14に示したと同様の注意が必要である。すなわち、ダム計画時に水質調査を行うのも、環境調査の場合と同様に計画推進の容認のためではない。
ダム-17	5.7.2	丹生ダム建設事業	丹生ダム	琵琶	調査・検討	検討方針の再考が必要である。 急速な水位低下が琵琶湖の生態系に及ぼす影響の軽減については、まずダムの建設に頼らない幅広い代替案の検討が必要である。洪水対策、瀬切れ対策についても、ダム建設に替る方法(代替案)の十分な検討が行われないまま、建設を前提とする調査検討を進めることに問題がある。目的変更に伴う費用負担の問題を含めたダム建設を前提とする調査検討は、上述の調査・検討の結論を踏まえて行うべきである。仮に、ダム計画を前提としても、建設に伴う長期的かつ非可逆的なマイナスの影響について十分な調査・検討が必要である。住民参加を含む幅広い調査・検討チームによる十分な検証と議論を行い、社会的合意に向けて取り組む必要がある。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
ダム-18	5.7.2	琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果等についての調査検討	丹生ダム	琵琶	調査・検討	琵琶湖水位の低下を、丹生ダムからの補給により、「急速な水位低下を抑制」するとともに、渇水時の「長期的な水位低下を抑制」しようとしている。しかし、前者については洗堰の操作により代替可能であり、後者については、丹生ダムからの補給をどのようにするかが不確定なうえ、10数cmの水位低下抑制が環境にどれだけ有効なのか不明であり、丹生ダムが新たな環境破壊を生ずることを考慮すると、丹生ダムの計画に意義があるとは認められない。
ダム-19	5.7.2	琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響についての調査検討	丹生ダム	琵琶	調査・検討	琵琶湖の「急速な水位低下の抑制」と「生物への影響」について調査しようとするもので、急激な水位低下の抑制が必要であると確認されたとしても、それとダム計画とは無関係のものであり、計画推進の理由にはならない。
ダム-20	5.7.2	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ生物環境等の調査検討	丹生ダム	琵琶	調査・検討	丹生ダム計画に伴う環境調査事業であるが、ダム - 10に示したものと同一注意が必要である。すなわち、ダム計画時に環境調査を行うのは計画推進の容認のためではない。この前提のもとでのみ環境調査を行うことが許される。 環境調査を実施する場合には、専門家の指導と助言のもとに調査項目・調査方法などを定め、十分に調査する必要がある。調査結果については公開が原則であり、結果の評価に際しては、専門家ばかりでなく地元の有識者を加えて、公開の場で行う必要がある。
ダム-21	5.7.2	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う水質への影響の調査検討	丹生ダム	琵琶	調査・検討	丹生ダム計画の見直しに伴う水質予測調査であって、ダム - 14に示したと同様の注意が必要である。すなわち、ダム計画時に水質調査を行うのも、環境調査の場合と同様に、計画推進の容認のためではない。
ダム-22	5.7.2	余野川ダム(猪名川総合開発事業)	余野川ダム	猪	調査・検討	余野川ダムの代替案についての検討事業であり、積極的な検討を期待する。 検討の対象とされた代替案は、「既設調節池の活用」、「田畑の貯留機能」、「一庫ダム放流操作の変更」、「一庫ダム堆砂容量の有効活用」、「一庫ダムの利水容量の振り替え」、「分水路の設置」、「新たな遊水地の設置」、「土地利用誘導・移転促進を含む氾濫源対策」、「狭窄部の開削」であり、実行可能な代替案が概ね取り入れられている。 なお、河川整備計画として「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標」としているが、この目標の達成はきわめて困難である。また、代替案については、複数の代替案を組み合わせることも検討するべきである。

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
ダム-23	5.7.2	環境等の諸調査	余野川ダム	猪	調査・検討 /委員会	<p>余野川ダムに関する環境調査等についての事業であって、「環境調査」のほか、「貯水池周辺やダム下流に与える影響と軽減策の検討」、「各関係機関との調整」、「環境調査検討委員会の開催」を内容としている。これらはいずれも必要な調査であるが、ダム-10で示したように、環境調査については、調査結果によっては計画を中止するためのものであり、計画推進の口実にはならない。</p> <p>なお、ダム水源地域の活性化に向けた取り組みの中で、どのような自然環境・社会環境であるべきかの目標像の検討を、住民また行政との参画のもとで明らかにする必要がある。その目標像実現に当たって個々の、動植物の環境調査を計画段階から住民参加のもとで行い、評価の際も住民の参画のもとで行うべきである。自然環境調査におけるモニタリング項目の設定・調査実施・評価・見直しにおいて、住民参加によってできること、そのほうが効果があるもの、専門家による調査が有効なものなどを検討し、住民参加による調査の取り組みを広げる検討をおこなう。これらの取り組みに河川レンジャーがいかに関わり連携を深めてゆくのかを検討していただきたい。</p>
ダム-24	5.7.2	土砂移動の連続性の確保する方策検討	各ダム	琵琶・淀・猪	検討	<p>ダムの基本的欠陥の1つが土砂移動の連続性を遮断することである。この問題について本格的な検討がはじめられたのは比較的最近のことであり、いくつかの方法が試行的に実施されているに過ぎない。しかし、この問題の重要性を考えると、本格的な解決を目指した努力が不可欠であり、真剣な検討と実施を期待する。</p>

【関連施策】

現シート	章項目	事業名	河川名	関連部会	実施/検討	意見案
関連施策-1	5.8.1	国営公園整備	淀川	淀	検討/継続 実施/基本 計画に基づ き実施	<p>淀川の河川敷を公園として利用したいという要望が強いことを強調しすぎている。淀川は都市の中の唯一の自然であり、河川法の改定で「環境」が河川整備の目標の1つになったということは「河川本来の特性を活かした利用」であることが重要である。「淀川河川公園基本計画改訂委員会(仮称)」を早急に組織し、「河川整備の方針」にあげている1)~7)の視点で検討されていることを大いに評価する。なお、老朽化施設の更新・補修についても、環境に配慮しながら、自然に融合したものとしてほしい。</p>